亀岡市特定地域防災協議会 規約

（名称）

第１条　この協議会は、「亀岡市特定地域防災協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　この協議会は、災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第38条に基づき、大規模な災害が発生するおそれがある地域において、府、国、市町村、地域住民等が連携し、協力して、防災対策を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

（協議会）

第３条　協議会は、「別表１」の職にある者をもって構成する。

２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　事務局は、第１項によるもののほか、協議会の委員の同意を得て、必要に応じて「別表１」の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会）

第４条　協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、「別表２」の職にある者をもって構成する。

３　幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　幹事会は、協議会の運営に必要な情報収集・共有、調査、分析、防災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５　事務局は、第２項によるもののほか、幹事会の幹事の同意を得て、必要に応じて「別表２」の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一　水害（洪水及び内水氾濫）及び土砂災害による災害危険情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災に係る取組状況等について共有する。

二　できるだけ被害の発生を防止し、又は被害の軽減を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた災害の種別ごとの事業計画を作成し、共有する。

三　その他、水害及び土砂災害に関する防災対策に関して必要な事項について協議する。

２　前項の事項は、亀岡市全域を対象地域とする。

（会議の公開）

第６条　協議会は、原則として公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　幹事会は、原則非公開とし、会議の検討結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料の公表）

第７条　協議会に提出された資料については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料については、協議会の了解を得て非公表にすることができる。

２　協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第８条　協議会、幹事会の庶務を行うため、京都府府民生活部防災消防企画課に事務局を置く。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附　則

　本規約は、平成３０年３月１５日から施行する。

別表１（協議会構成員）

京都府危機管理監

京都府南丹広域振興局企画総務部長

京都府南丹土木事務所長

亀岡市 副市長

亀岡地区西部自主防災会会長

篠町自主防災会会長

別表２（幹事会構成員）

京都府府民生活部防災消防企画課長

京都府南丹広域振興局企画総務部総務室長

京都府南丹土木事務所 技術次長

亀岡市総務部自治防災課長

亀岡市土木建築部桂川・道路整備課長

亀岡地区西部自主防災会会長

篠町自主防災会会長